

事業内容

○介護職員初任者研修の修了者の確保及び定着を図るため市町村が初任者研修の受講者に対し、受講料を補助するための事業の実施に係る経費の一部について補助する。

【補助対象者】

群馬県内の市町村

【補助上限額】研修受講者1名当たり50,000円

※人数の上限はありませんが、予算の都合等により採択されない場合もあります。

【補助率】1/2

【補助を実施する研修受講者の要件】

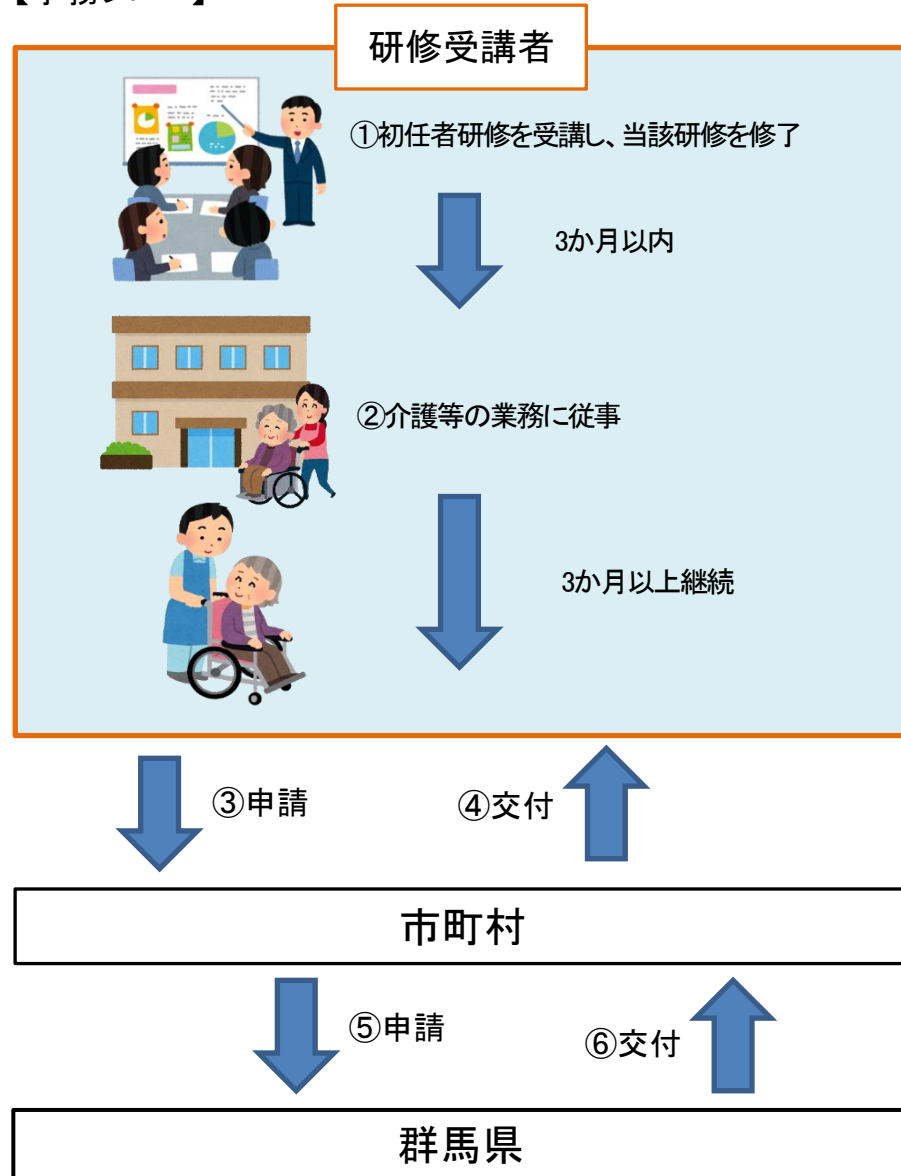
次の①から③の要件をすべて満たす初任者研修の受講者とする。

- ① 初任者研修（令和2年4月1日以降の日の開講するものに限る。）の受講料を負担して当該研修を受講し、修了した者
- ② 受講料について、重複して他の法令又は制度に基づく助成金等の交付を受けていない者
- ③ 初任者研修を修了した日から3か月以内に県内において介護等の業務に従事し、かつ、当該事業所等において3か月以上介護等の業務に従事した者。ただし、初任者研修を修了した日の前後、同一の事業所において継続して介護等の業務に従事する場合は、初任者研修を修了した日から起算して3か月以上介護等の業務に従事した者

【補助対象経費】

市町村が研修受講者に交付した補助額。ただし、初任者研修を受講するための受講料（研修実施事業者から購入する教材費を含む。）に係る補助額に限る。補講に要した受講料はこれを含めない。

【事務フロー】



介護職員初任者研修支援事業（研修実施事業）

事業内容

○介護職員初任者研修の修了者の確保及び定着を図るため初任者研修が行われていない市町村において、市町村自ら初任者研修を実施した場合にその経費の一部を補助する。

【補助対象者】

群馬県内の市町村のうち、過去2年間民間事業者による初任者研修が開催されなかった市町村

※令和6年度は、令和4年度・令和5年度の2年間初任者研修が開催されなかった市町村が対象となります。対象となるか不明な場合は、県までお問い合わせください。

【補助上限額】1研修あたり760,000円

※1市町村あたり1研修までとします。

【補助率】1/2

【補助対象経費】

市町村が実施する初任者研修の開催に要する経費（事業の実施を事業者へ委託した場合の委託料を含む）。

【その他】

- ・事業の実施を事業者へ委託することも可能です。
- ・受講料については、実費相当分であれば受講者から徴収することも可とします。

【事務フロー】

